

2021年1月14日
山陽電気鉄道株式会社

緊急事態宣言に伴う乗車券の取扱いについて

兵庫県を含む一部地域を対象に政府より緊急事態宣言が発出されました。
これに伴い、乗車券の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

○対象となる乗車券

緊急事態宣言の発出による外出自粛を事由とし、お申し出があった場合の以下の乗車券
通勤定期乗車券、通学定期乗車券、回数乗車券、回数券カード

○特例的な取扱いについて

通勤定期乗車券・通学定期乗車券

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、2021年1月13日（水）以降の
最終利用日にお申し出いただいたものとして払い戻し額を算出します。

回数乗車券・回数券カード

有効期限を過ぎたものについては、有効期間末日に有人駅窓口にお申し出いただいた
ものとして払い戻し額を算出します。

以下に該当する場合は、特例的な取扱いの対象外となります。

※乗車券の有効期間に緊急事態宣言の措置期間日（2021年1月14日（木）から緊急
事態措置終了となった当日まで）を含まない場合。

○特例的な取扱いの期間

2021年1月14日（木）～緊急事態措置終了日の翌月末日

なお、払い戻しに際しては、弊社規則による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。

定期乗車券の利用をいったん中止後、再開された場合には、そのご利用になった最終日を払い
戻しのお申し出日として取扱いしますので、ご注意ください。

2020年中に発出された緊急事態宣言や臨時休校要請に関する特例的な取扱いは終了しており
ます。

以 上